第2次
豊田市子ども総合計画

子ども・
子育て
支援事業計画

平成27年3月
豊田市

ごあいさつ

子ども・青少年が健やかに生まれ育つことは、私たち共通の願いです。そして、その成長を支えていくことは、私たち大人と社会全体の責務です。

本市においては、平成１９年に子ども条例を制定し、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めてきました。大人や社会全体で子どもの育ちを支え合いながら、「子どもにとって最も良いことは何か」という観点で、必要な取組を推進してきました。そしてこのたび、この趣旨を継承し、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、「第２次豊田市子ども総合計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援し、家庭、地域、行政などそれぞれの主体が役割と責任を担っていくことが重要であると考えております。社会の様々な主体の協力と参加のもと、本計画の基本理念である「子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の皆様をはじめ、市民意向調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成２７年３月

豊田市長　**太田 稔彦**

目　次

第1章 計画の趣旨 …… 1

1. 計画策定の背景 …… 1
2. 計画の位置づけ …… 2
3. 計画の対象 …… 2
4. 計画の期間 …… 2

第2章 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 …… 3

第3章 計画の基本的な考え方 …… 25

1.基本理念 …… 25
2.施策の取組方針 …… 26
3.施策体系図 …… 29

第4章 施策の展開 …… 31

1. 施策・事業 …… 31

取組方針Ⅰ　安心して生み育てられる支援体制の充実 …… 31
（1）妊娠中と出産後の親子の健康づくり …… 31
（2）子育ての不安や負担の軽減 …… 35
（3）安全・安心な子どもの生活環境の整備 …… 42

取組方針Ⅱ　すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり …… 44
（1）保育需要への対応 …… 44
（2）良好な幼児教育・保育環境の確保 …… 46

取組方針Ⅲ　子どもの権利の保障と青少年の健全育成 …… 48
（1）子どもの権利保障 …… 48
（2）次代を担う青少年の健全育成 …… 52

取組方針Ⅳ　地域ぐるみによる子育て社会の創造 …… 58
（1）ワーク・ライフ・バランスの推進 …… 58
（2）家庭教育力の向上 …… 60
（3）地域力を生かした子どもの育成 …… 63

2. 重点事業……66
① 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置……66
② ふれあい子育て教室の開催……67
③ 0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上……68
④ いじめ防止体制の整備……69
⑤ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組……70
⑥ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用……71
⑦ 高校生・大学生の社会参加活動促進事業……72
⑧ 若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営……73
⑨ 親育ち交流カフェの開催……74

第5章 子ども・子育て支援事業計画……75
1. 子ども・子育て支援新制度について……75
2. 教育・保育提供区域について……78
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容……80
①3～5歳児（1・2号認定子ども）……80
②0～2歳児（3号認定子ども）……88
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容……101
①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）……101
②延長保育（時間外保育事業）……104
③子育て短期支援事業（ショートステイ）……104
④地域子育て支援拠点事業……105
⑤一時保育（一時預かり事業）……105
⑥病児・病後児保育事業……107
⑦ファミリー・サポート・センター事業……107
⑧妊婦健診事業……108
⑨おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）……108
⑩養育支援訪問事業……109
⑪利用者支援事業……109
5.教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について……110

第6章 計画の推進……111
1. 計画の推進体制……111
2. 計画推進の留意点……112
3. 計画の評価……112

資料編……113